

令和6年9月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年9月10日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番		6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 5番 後藤 則和

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積等促進計画（配分）について 【中間管理】

第5 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（案）の承認について 【特例事業】

第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 令和6年度第6回高森町農業委員会総会を開会いたします。
本日は、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、14名
中13名が出席されております。
5番委員については欠席と報告がっております。
規定により、過半数の出席で総会が成立しますので御報告いたし
ます。
それでは、高崎会長に御挨拶をよろしく願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。
お忙しい中、本日の総会に出席いただき、ありがとうございます。
先月の30日に県立劇場で最適化推進委員大会が行われる予定で
したが、台風の直撃ということで、大会が延期となりました。
延期にはなりましたが、まだ日にちは決まっておきませんので、
分かり次第連絡をいたします。
皆さんの御出席をよろしく願いします。
それと、この前、台風10号が通過したとき、強い台風というこ
とだったので、家とか農産物に大分被害が出るのではないかと思わ
れましたが、被害が出たところは少々あったものの、思ったほどで
はなかったのが幸いだったと思っております。
しかしまだ、台風シーズンですので、準備等、備えをよろしくお
願いいたします。
それと、今月の総会ですが、3条、5条の審議があります。
また、総会后、非農地の判定を行いますので、どうか最後まで慎
重審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、議事に移りたいと思います。
会長に議事進行を、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、「議第25号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署
名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。議事録署名となっておりますが、こちらからの指名でよろ
しいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は13番委員、14番委員にお願いいたします。

「報告第5号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは遺産相続の報告ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆ですが、二番目の筆につきましては、面積が小さすぎて航空写真には載っておりませんので、御了承のほど、よろしく申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、報告ですので、次の議題にいきます。

「報告第6号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは中間管理の合意解約ですので、こちら事務局長から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

6ページをお開きください。

番号1、借受人、貸出人、熊本県農業公社、土地の所在地、登記地目、現況地目は下記のとおり、解約事由につきましては双方合意の合意解約後、ほかの方と中間管理機構を通した賃貸借権の設定をするものです。

補足資料は、6ページの下赤枠で囲ってある筆です。

次の報告第7号とも関連する議案です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次に移りたいと思います。

「報告第7号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)について【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これも先ほどの報告第6号の関連ですが、こちら中間管理の農地集積、配分ということですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

番号1、こちらは先ほどの議案、6ページで合意解約した農地を、公社より新たに再配分するものです。

利用権の設定を受ける者、農地情報、契約期間は、記載のとおりです。

賃借料も記載のとおりです。

補足資料は、8ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆が当該地です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。事務局から今説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次に移りたいと思います。

「議第26号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは3条の議案ですが、土地が大字〇〇、大字〇〇にまたがっておりますので、まず〇〇地区担当の3番委員から説明をお願いします。

3番委員 農地法第3条の審議です。
番号1番です。
譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおり。
共同で耕作していた方への贈与です。
上からの2筆が〇〇地区の田です。
隣接地は、大字〇〇地区ですので、2番委員に説明をお願いします。
補足資料は、10ページから12ページまでとなります。

2番委員 私の担当地区は、〇〇です。
上から3筆目以降が担当農地となります。
ちょうど大字の地境です。
こちらも、知り合い間の贈与です。
補足資料は、13から14ページです。
よろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。
先ほど、3番委員、2番委員が説明されたとおり、以前から共同で耕作されていましたが、地権者が高齢となり、自身では耕作でき

なくなつたため贈与し、譲受人が再度、田として整備し、耕作されるそうです。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。

次、「議第27号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは5条の議案ですので、担当委員の10番委員から説明をお願いします。

10番委員 議第27号、農地法第5条審議資料。

番号1は、12ページです。

補足資料は、16から18ページです。

農地の情報は左記のとおりです。

譲受人が農地を購入し、自宅を建設したいということです。

御審議をお願いします。

事務局 事務局から補足いたします。

こちらは、以前、2月総会議案に上げた案件で、分筆して売買を行った残り、2筆の案件となります。

譲渡人は記載の共有物件です。

以前、個人住宅を建築するため、平成19年に5条許可を受けておりましたが、一身上の都合により、今まで建築できていなかったものです。

一度、個人住宅建築の事業計画で許可を受けており、当初の事業

計画と異なりますので、今回、事業計画の変更申請書も提出されております。

また、2番目の筆につきましては、面積が小さすぎて、航空写真に表示できておりません。御了承いただければと思います。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局より説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案も可決いたします。

「議第28号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【特例事業】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件も基盤強化法の特例事業ということですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。

14ページから15ページをお開きください。

本案件は、農用地区域内の農地を担い手に売買する場合、担い手の面積要件を満たす必要がありますが、譲られる方は800万円の税の特別控除があり、一方、農地を取得される方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号1です。

譲渡人、農業公社、譲受人、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、20ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってあるところの筆です。
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。事務局から今説明がありました。この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件については承認いたします。

次、「議第29号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について【一般】。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年9月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これも基盤強化法の事例ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明します。
17ページをお開きください。本案件は新規の賃貸借権の設定です。
番号1です。
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。
補足資料は、22ページをお開きください。
こちらの赤枠で囲ってある筆が当該地です。
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。事務局から今、説明がありました。この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件については承認いたします。
これで、今月の総会議案についてはこれで全て終わりました。

このあと、非農地判定もございますので、最後までよろしくお願
いします。

本日の総会はこれにて終わります。

お疲れ様でした。